

山形県やまがた森林ノミクスシンボルマーク使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「やまがた森林ノミクスシンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(シンボルマーク等)

第2条 シンボルマークは別記のとおりとする。

2 シンボルマークは、山形県の「山」という文字の形をシンボルとしてデザインし、「鳥」、「緑の葉」、「赤い実」がそれぞれ山形県の多様な生き物、豊かな木々、豊かな実りを表すものであり、豊かな森林資源を活用して地域活性化を図る「やまがた森林ノミクス」を県民総参加で推進するため、使用するものとする。

3 シンボルマークの表示は、別に定める「やまがた森林ノミクスシンボルマークデザインマニュアル」(以下「デザインマニュアル」という。)によるものとする。

(営利目的による使用申請)

第3条 シンボルマークを営利目的により使用しようとする者は、別記様式により、あらかじめ知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請を承認するにあたり、条件を付することができる。

(使用を認めない場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用は認められない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) シンボルマークを使用する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合
- (4) 自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用されるおそれがある場合
- (5) その他承認することが不相当と知事が認める場合

(シンボルマークの使用料)

第5条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第6条 シンボルマークの使用に関する事故、苦情等(以下「事故等」という。)については、シンボルマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、山形県(以下「県」という。)は、その責を負わない。

(報告)

第7条 知事は、シンボルマークの適正な使用を図るため、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(使用承認の取消し)

第8条 知事は、第3条第1項の使用申請により承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合、使用承認を取り消すものとする。

- (1) シンボルマークの使用が開始された後において、使用条件に違反した場合又は第4条各号のいずれかに該当したとき
- (2) デザインマニュアルに反して使用したとき
- (3) 第6条第1項の必要な措置を講じなかったとき
- (4) 正当な理由がなく、前条の報告の求めに応じなかったとき
- (5) その他「やまがた^{モリ}森林ノミクス」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者が損失を受けることがあっても、県はその責を負わない。

(シンボルマークに関わる権利)

第9条 シンボルマークに関する一切の権利は、県に帰属する。

(シンボルマークの管理等)

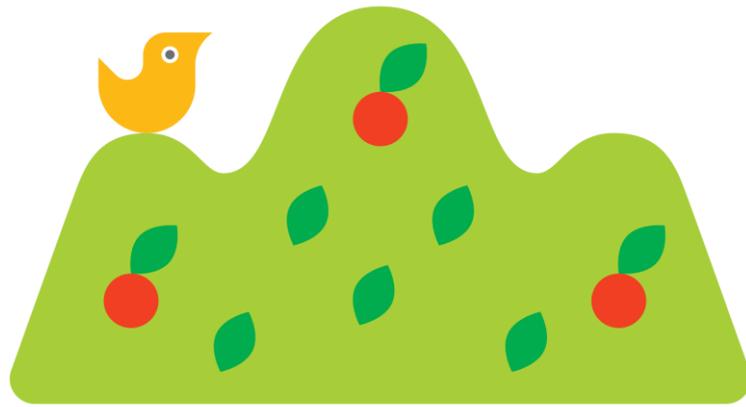
第10条 シンボルマークの管理は、県農林水産部森林ノミクス推進課において行い、この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

(別記：やまがた^{モリ}森林ノミクスシンボルマーク)



YAMAGATA

森林ノミクス
モリ